一般財団法人 日本教育推進財団 会員規約

第1条(目的)

一般財団法人日本教育推進(以下、当法人とする)は家庭教育・学校教育・社会教育の推進を通して、日本社会の発展に貢献することを目的とする。

第2条(事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人材育成事業
- (2) 教育の推進に寄与する調査研究事業
- (3) 社会教育活動支援·認定事業
- (4) 教育の推進に寄与する研究及び諸事業で、優れた業績のあった者・団体に対する顕彰
- (5) 教育の推進に関する講演会・交流会・シンポジウム等の開催
- (6) その他当法人の目的達成に必要な事業

第3条(本規約の範囲・適用・変更)

本規約は、特別の定めのない限り、当法人と当法人会員全ての関係に適用されるものとする。

本規約の内容は、当法人が必要と認めた場合には、会員個別の承諾を得ることなく変更できるものとする。変更後の本規約は、当法人の定める時期より効力を生じるものとする。

第4条(会員·会員種別)

会員とは当法人の目的及びその活動に賛同する者で、当法人が別表1に定める条件を満たし入会を認めた者とする。

- ・特別会員:当法人の目的に賛同し、当法人の別途定める認定条件・規約で定めた者とし且つ当法人が入会を 認めた個人(認定トレーナー/認定講師とも称する)
- ・一般会員: 当法人の目的に賛同し、所定の手続きにより申込みを行い当法人が入会を認めた個人
- ・法人会員: 当法人の目的に賛同し、所定の手続きにより申込みを行い当法人が入会を認めた法人

第5条(会員特典)

会員は個人会員・法人会員における会員種別に応じて、当法人が提供する以下の特典を利用することができる ものとする。会員は当法人が必要とした場合、その特典の提供中止または内容変更があることを予め承諾する ものとする。

- ① 会の発行する刊行物の頒布
- ② 研究報告書、文献資料等の提供または閲覧
- ③ 講演会、交流会、勉強会等への出席
- ④ 生涯学習支援プログラムの利用
- ⑤ 特別会員、法人会員主催の各種教育推進活動への協力
- ⑥ 法人会員主催の行事・催事への後援名義の供与

第6条(入会)

会員となる者は本規約を承認の上、当法人所定の申込書、年会費納入の口座振替依頼書に登録内容を記載し送付する。当法人理事会の承認を経て、指定する銀行口座への入会金納入と提出を行い、これの確認と受理をもって会員登録とする。当法人にて入会申込書を受理後、一定期間が経過しても入会金の納入が確認されない場合は入会申し込みの取消とする。

第7条(入会金及び年会費)

会員は当法人に対し別表2に定める入会金及び年会費を支払うものとする。

年会費の納入は、特別会員を除き入会時期に関わらず入会の翌年度年会費から納入を行うものとする。当法人の事業年度は4月1日より翌年3月31日と定め、年会費の納入は該当年度の前年度末までに口座振替にて納入を行う。

第8条(登録期間・会員資格の更新)

当法人の会員は毎年度ごとにその会員資格を更新するものとする。会員は退会の届出がない限り1年毎に自動 更新とする。但し当法人発行の資格を保有する特別会員は別途定める規約により発行資格の更新を合わせて行 うものとする。

第9条(会員資格の喪失)

会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会する場合
- ② 年会費を納入せず、督促後なお会費を3ヵ月以上未納入の場合
- ③ 会員の死亡、失踪宣言、破産宣告を受けた場合
- ④ 当法人解散の場合
- ⑤ 除名の場合

第10条(退会)

会員は、退会届を当法人に提出し、任意に退会することができる。退会時には既納の入会金、年会費はいかな る理由があってもこれを返還しないものとする。

第11条(除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、当法人より会員に通知の上除名することができる。 当法人特別会員は別途定める規約に従い、会員に通知の上除名することができる。

- ① 会費を滞納したとき
- ② 当法人の規約及び規定、規則等に違反したとき
- ③ 当法人の名誉を傷つける行為、または当法人の目的に反する行為をしたとき
- ④ 当法人の会員としてふさわしくないと当法人が判断したとき

第12条(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

会員が第9条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、会員がその資格を喪失しても、当法人にすでに納入した入会金及び年会費等その他の拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととし、会員は未履行の義務を免れることはできないものとする。

第13条(会費の使途)

入会金及び年会費は当該事業年度における当法人の目的を達成するための各事業に使用するものとする。

第14条(個人情報の取扱)

当法人は、会員が入会時に届出た法人名、代表者、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の使途について別途提示する個人情報の取扱方法及び目的に基づき使用を行うものとする。

第15条 (届出事項の変更)

会員は、当法人に届出た法人名、代表者、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は、 遅滞なく当法人所定の方法により届出るものとする。届出がないために当法人からの通知、送付書類その他の ものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。ただし 届出を行わなかった事由について止むを得ない事情がある場合にはこの限りではないものとする。

第16条(電話又はインターネット等による取引等)

会員は当法人が定める所定のサービス及び特典等の申込み、当法人への問い合わせ及び第 15 条に定める届出 等を電話又はインターネット等によって行うことができるものとする。

第17条(管轄裁判所)

本規約を巡る一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則

本会員規約は平成22年4月1日より施行する。

平成 22 年 4 月 1 日

一般財団法人 日本教育推進財団

代表理事 芝 健太

別表 1

会員種別における入会条件

- ・特別会員: 当法人の認定する指導者育成コースを修了している者で、当法人の認定または監修するコースの 指導を行う者
- ・一般会員: 当法人の認定または監修するコースを修了している個人
- ・ 法人会員: 当法人の認定または監修するコースを主催する法人団体

別表 2

会員種別による入会金及び年会費

会員種別	入会金	年会費
特別会員	3万円	1万5千円
一般会員(個人)	1万円	5千円
法人会員	10 万円	5万円